

## 第1章 計画の基本事項

### 1-1. 計画の改定にあたって

#### (1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される計画であり、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを設定し、総合的・計画的に実施するために策定するものです。緑の基本計画には、以下のような特徴があります。

表1：緑の基本計画の特徴

- ・市町村が策定します
- ・策定の際には、住民の意見を反映する措置が必要となります
- ・計画は公表されます

#### (2) 計画改定の背景と目的

平成11(1999)年1月に「明石市緑の基本計画」(以下、「前回計画」と表記)が策定されてから、約10年が経過し、計画の目標年度を迎えました。この間に都市緑地法及び都市公園法の改正、景観三法の制定等、緑をめぐる法制度が変化するとともに、明石市においても、「明石市長期総合計画」、「明石市都市計画マスタープラン」、「明石市環境基本計画」、「明石市都市景観形成基本計画」等の上位・関連計画がそれぞれ策定・改定され、また、平成22年4月1日には「明石市自治基本条例」が施行されるなど、市政を方向付ける計画や条例が大きく変更されました。



図1：前回計画(平成11年1月策定)

また一方、この10年間に地球温暖化やヒートアイランド現象の進行、集中豪雨の発生増加等の自然環境の変化や、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、経済状況の変化、市民活動の活発化等の社会情勢が変化していることを受け、前回計画の基本的な事項を抜本的に見直す必要が生じてきました。

これらの背景を踏まえ、今後の緑の将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、本市の「緑」全般に関する政策について、市民とともに計画を策定し、施策を推進していくことを目指して、前回計画の改定を行います。

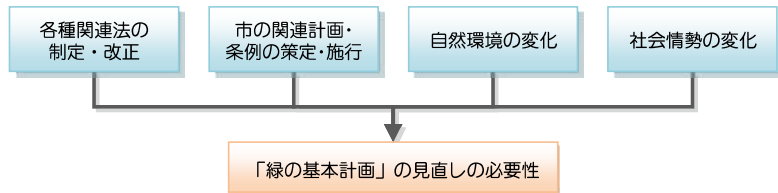


図2：計画改定の背景

#### (3) 計画における緑の定義

本計画が対象とする「緑」とは、樹林・樹木・草地といった植物の緑のほかにも、ため池・河川・海岸といった水辺、田畑・果樹園といった農地、運動グラウンドや空地といった裸地など、広い意味で自然的環境を有する土地や空間を指します。(図3参照)

また、「緑地」とは、大きく「公園緑地(施設緑地)」と「法や条例による緑地(地域制緑地等)」の2つに分けられ、図4のとおり、細分化されます。(詳しくはp.73を参照のこと)



図3：本計画が対象とする「緑」

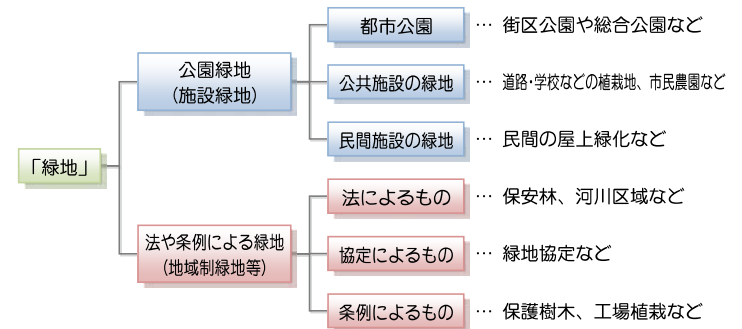


図4：本計画における「緑地」の定義

(4) 都市における「緑」の効果・効用

都市における「緑」は、人々の豊かな生活を支える必要不可欠な社会資本であり、下記に挙げる多様な機能を有しています。

① 都市環境保全機能

- ・ ヒートアイランド現象の緩和や低炭素社会の構築への寄与
- ・ 大気浄化、騒音・振動の吸収、防風、防塵などの環境改善
- ・ 生物の生息環境の保全（生物多様性の保全） など



写真1：多様な生きものを育む緑

② 防災機能

- ・ 災害時の避難地・避難経路・救援復旧活動拠点の確保
- ・ 延焼防止への寄与
- ・ 雨水の地下浸透による洪水調節 など



写真2：防災の拠点となる緑

③ 景観形成機能

- ・ 都市の気候・歴史・風土を特徴付け、四季の移ろいを感じる魅力ある生活環境の創出
- ・ 次代を担う子どもの情操教育
- ・ 郷土に対する愛着意識の醸成 など



写真3：まちを彩る緑

④ 文化・レクリエーション機能

- ・ 子どもの健全な育成、自然体験、環境教育などの場の提供
- ・ 競技スポーツ、健康増進などの場の提供
- ・ 地域の活動を通じたコミュニティの形成への寄与 など



写真4：レクリエーションの場となる緑

1-2. 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「明石市第5次長期総合計画」を上位計画として、「明石市都市計画マスタープラン」、「明石市環境基本計画」、「明石市都市景観形成基本計画」、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」などと連携を図りつつ、国の緑に関わる政策等や、兵庫県の関連計画等を踏まえた計画として策定するものです。

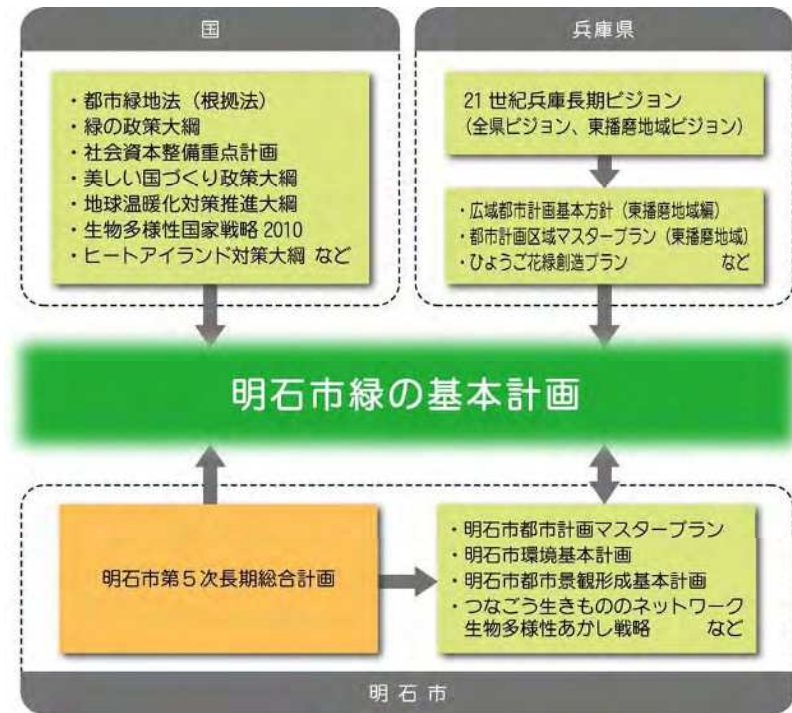


図5：本計画の位置付け

(2) 上位計画

本計画は、「明石市第5次長期総合計画」の個別計画として位置付けられ、当該計画と密接に連携して計画を推進します。そのため、本計画においては、長期総合計画に示された目指すまちの姿やその実現のための戦略等の将来ビジョンについて、「緑」の視点から実現を図ることを目標とします。

長期総合計画においては、「目指す10年後のまちの姿」や「今後の都市空間」を下記のとおり掲げ、その実現のための「まちづくり戦略」と「戦略の5つの柱」を設定しています。

表2：明石市第5次長期総合計画の概要

**【目指す10年後のまちの姿】**  
**ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石**

**【今後の都市空間】**  
**自然の豊かさと都市の利便性を磨くことで、  
 安らぎとにぎわいのある空間をつくる**

①「安らぎ」を感じる空間づくり  
 風光明媚な明石海峡を望む美しい海岸線や、田畑やため池など多様な生物を育む貴重な自然環境を保全していくとともに最大限に生かし、自然に触れ、実感し、豊かな人間性を育むことができる空間づくりを進めます。

②「にぎわい」をもたらす空間づくり  
 神戸や大阪といった大都市への良好なアクセスなど、都市の利便性を生かし、特に中心市街地では、市街地の空洞化を防ぎつつ、商業や住宅などさまざまな用途が共存する魅力ある核づくりを進めます。また、明石の豊かな海、緑、食などを暮らしに生かし、まちの魅力を高め、人が集まりにぎわう空間をつくっていきます。

また、環境負荷や維持管理コストの少ない持続可能な都市空間を形成することにより、既成市街地のにぎわいと活力を維持していきます。

**【まちづくり戦略】**  
**子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す**

**【戦略の5つの柱】**

- i 安全、安心を高める
- ii 自立した温かい地域コミュニティをつくる
- iii 明石らしい生活文化を育てる
- iv まちを元気にする
- v 一人ひとりの成長を支える

1-3. 計画のフレーム

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「明石市第5次長期総合計画」の計画期間を踏まえ、平成23(2011)年度～平成32(2020)年度とします。

ただし、社会情勢の変化への対応や、計画の運用状況の確認等を行うため、平成27(2015)年度(中間年)における計画の見直しを行います。

表3：計画期間

計画期間	平成23(2011)年度～平成32(2020)年度(10年間)
計画の見直し	平成27(2015)年度

(2) 計画対象区域

本市は、市域全域が都市計画区域であるため、本計画の対象区域は市域全域とします。

表4：計画対象区域

計画対象区域	市域全域(4,925ha)
--------	---------------

注1) 市街化区域：3,889ha、市街化調整区域：1,036ha

(3) 人口の見直し

日本の人口は、平成16(2004)年をピークに減少局面に入っており、本市においても現状で、約29万1千人のところ、10年後の平成32(2020)年には人口が1万人余り減少し、28万1千人になると推計されています。

「明石市第5次長期総合計画」では、こうした状況の中、地域資源の最大限の活用と戦略的なまちづくりの展開により、推計値よりも人口を増やすことを目指し、概ね29万人を目標値として設定しています。

表5：人口の見直し

現在の人口	291,250人
人口見直し	概ね29万人(平成32(2020)年度)

出典) 現在の人口：明石市HP 統計情報(平成23(2011)年3月1日現在、平成22年国勢調査速報値人口による推計値)  
 人口見直し：明石市第5次長期総合計画